

議案第三十一号

杉並区立和田障害者交流館外一施設の指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区立和田障害者交流館外一施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、
公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設の名称

(一) 杉並区立和田障害者交流館

(二) 杉並区立高円寺障害者交流館

二 指定管理者の所在地及び名称

杉並区高円寺南二丁目二十四番十八号

杉並区障害者団体連合会

三 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

（提案理由）

杉並区立和田障害者交流館外一施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、提出するものである。